

豊橋市立中部中学校

学校いじめ防止基本方針

～「明日が待ち遠しい、わくわくする中部中」を目ざして～



(令和4年度改訂)

第1章 いじめに対する基本的な考え

1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対策は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となってチーム学校として組織的に対応することが必要である。これまでも、学校においては、保護者や地域の力、関係機関と連携しながらさまざまな取り組みを行ってきた。

しかし未だ、いじめを背景として、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。それは、子どもの接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、差別したりといった大人の振る舞いが子どもに影響を与えているとも指摘されている。

いじめをなくすためには、周りの大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、学校を含めた社会全体でいじめ問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要とされている。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

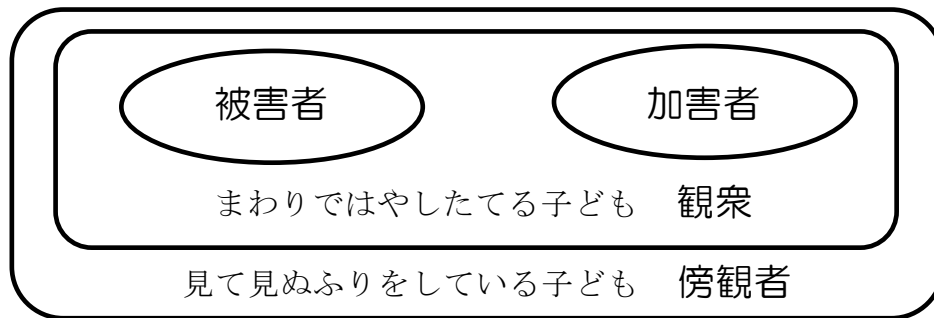
（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮しつつ、いじめ防止対策推進法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じている」子どもの発言だけでなく、普段の様子や周囲の子どもからの情報などを勘案して行うものとする。（被害者がいじめ被害を隠したり否定したりするケースもあるため。）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

3 いじめの構造



いじめは「被害者」と加害者だけの問題ではない。周りではやしたてる子どもは積極的に是認する存在、見て見ぬふりをする子どもは暗黙的に支持する存在である。したがって、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在であることを忘れてはならない。

ただし、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」の4つは、ちょっとしたきっかけで立場が入れ替わる可能性がある。いじめの加害者が、いつも加害者になるとは限らないことを意識しながら、子どもたちを見守る姿勢が大切である。

4 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。全ての子どもを、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、学校・保護者・地域の関係団体等が一体となった継続的な取り組みが必要である。

学校は、教育活動全体を通じ、全ての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子どもの豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うよう努める。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育んだり、適切な行動ができるよう援助したりするなど、全ての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられたりする学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。さらに、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となった取り組みを推進するための普及啓発にも力を注ぐ必要がある。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めなくてはならない。多くのいじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを軽視したり、見過ごしたりすることなく積極的

にいじめを認知することが重要である。また、不登校傾向の子どもに対し、いじめが原因となった可能性も視野に入れて対応することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、いじめたとされる子どもに対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解を深めるとともに、学校における「組織的な対応マニュアル」に従い行動をとる。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携を図る。PTA役員・委員会や青少年健全育成等の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員会等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

(5) 関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、学校がいじめの子どもに対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、教育委員会と相談のうえ、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図る。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会に報告するとともに、校内に「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、学校評議員やPTA役員、校区自治会長、警察等との適切な連携を図り、これに対処する。

第2章 本校におけるいじめ防止に向けての対応

1 いじめ防止対策のための組織

この組織としては、「生活サポート委員会（毎週1回、生徒支援委員会として情報共有を図る）」がその役割を担う。校長、教頭、校務主任、学年副主任、生徒指導主事、生活サポート主任、養護教諭、学年生徒指導、該当生徒担任、スクールカウンセラーで構成する。

いじめにつながる可能性のあるささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教職員だけで指導するのではなく、組織で対応していく。

(1) 生活サポート委員会の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・心のアンケートや教育相談の結果から、いじめの早期発見、いじめ発生などの分析、対策の検討に役立て、実態を把握したうえでの防止対策に努める。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認について、正しい理解の促進に努め、性的指向や性自認を理由とするいじめの防止に努める。

ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、子ども指導通信「昇陽」やホームページなどを通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果などを発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、いじめの疑いがあるという情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に、学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門的諸機関との連携をとる。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の関係した子どもたちの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

2 重大事態の発生における対応

(1) 対応組織について

次に掲げる「重大事態」に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに次の者で構成される「いじめ問題対策連絡協議会」を設け、教育委員会と連携を図りながら、事態への対処を行う。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条)

<いじめ問題対策連絡協議会の構成員>

校長 教頭 教務主任 校務主任 特別支援コーディネーター 生徒指導主任
学年主任 生活サポート主任 養護教諭 スクールカウンセラー

P T A 会長・女性部長 校区青少年健全育成会長 同窓会長 主任児童委員
(警察・教育委員会等)

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に概要を報告し、教育委員会の指導を受け、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて協議し、決定する。事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。また、いじめにより欠席した場合は、重大事態として速やかに市教委へ報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

従前の経緯や事案の特性、いじめられた子ども又は保護者の意向などを踏まえ、学校主体の調査か、学校の設置者、または第三者委員会のいずれにおいて調査を実施するかを協議・決定する。特に、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

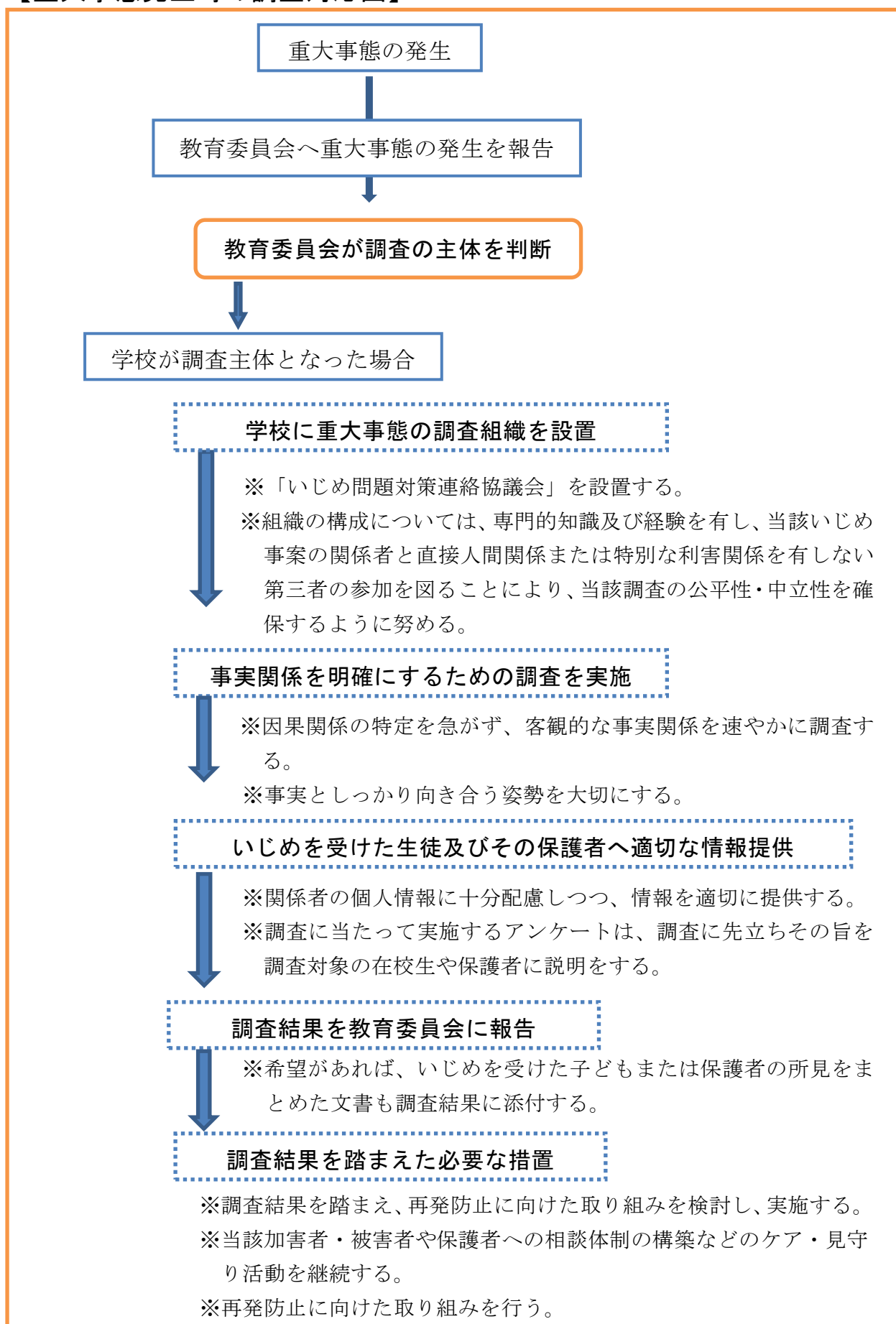
学校と教育委員会が密接に連携し、適切に役割分担を図りながら、調査を実施する。具体的には、アンケートの収集などの初期的な調査を学校が行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、教育委員会が行うことが考えられる。

(4) 調査を行うための組織について

学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に関する調査を行うため、速やかに、教育委員会の指示・指導の下に組織を設ける。

学校が調査の主体となる場合は「いじめ対策推進委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなど、より有効な組織編成に努める。なお、組織の構成員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者で、当該調査の公平性・中立性を確保できる者とする。

【重大事態発生時の調査対応図】



3 いじめの防止などに関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」及び「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 子どもどうしの関わりを大切に、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- イ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア こころのアンケートと教育相談を6月、11月、2月の年3回に実施し、子どもの小さなサインを見逃さないように努める。また、必要に応じて臨時でこころのアンケートを実施し、子どものこころのありようを把握し、実態に応じて即座に対応するように努める。
- イ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめなどについて相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内相談室を整備し、フレンドリーポスト（相談箱）を設けるなど、子どもが相談しやすい環境を整える。
- エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

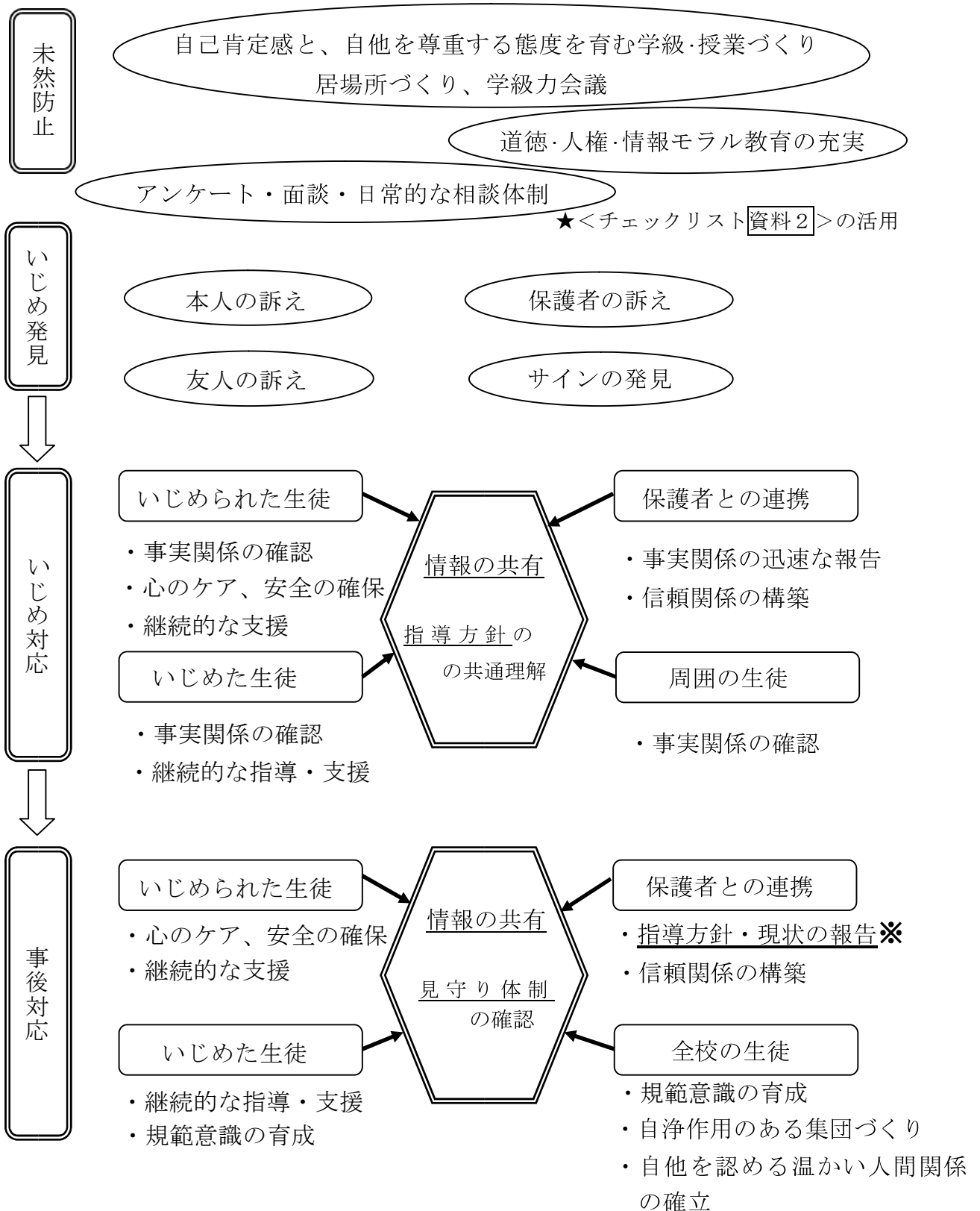
- ア いじめを発見したり、いじめの連絡を受けたりしたら、生活サポート委員会を中心に組織的に対応する。
- イ 被害者を守りとおすという姿勢で対応する。
- ウ 加害者には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。また、必要に応じて、「ほっとプラザ」「ココエール」「市相談窓口」等と連携をして子どもの心のケアに努める。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて諸機関とも連携して行う。

4 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。
- (3) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、子ども理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (4) 「学校いじめ防止基本方針」は年度末に見直し、必要があれば改定をする。また、年度当初に保護者への周知を図る。
- (5) 長期休業の事前・事後指導を行い、いじめ防止や早期発見に取り組む。

<いじめ未然防止・早期発見・対応マニュアル>

資料1



※ 解決したと考えられる一定期間後、事後指導や現在の学校生活の様子などを保護者に伝えることも大切にする。

【いじめ早期発見のためのチェックリスト】

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝、いつも誰かの机が曲がっている 教職員がいないと、そうじがきちんできない
掲示物が破れていたり落書きがあつたりする グループ分けをすると特定の子どもが残る
班にすると机と机の間に隙間がある 特定の子どもに気をつかっている雰囲気がある
学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
ささいなことで冷やかすグループがある
授業中、教職員に見えないように消しゴムを投げたり、手紙を回したりしている

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる おどおど、にやにや、にたにたしている
みんなの行動を気にし、目立たないようにしている
下を向いて視線を合わせようとしない 顔色が悪く、元気がない
早退や一人で下校することが増える 遅刻・欠席が多くなる
腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる ときどき涙ぐんでいる
友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする

●授業中・休み時間

- 発言すると友達から冷やかされる 一人でいることが多い
班編成の時に孤立しがちである いつも遅れて教室に入ってくる
学習意欲が減退し忘れ物が増える 教職員の近くにいたがる
教職員がほめると、冷やかされたり陰口を言われたりする

●昼食時

- 好きなものを他の子どもにあげる 他の子どもの机から机を少し離している
食事の量が減ったり、食べなかったりする 食べ物にいたずらされる

●清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている 一人で離れて掃除をしている

●その他

- 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする けがの状況と本人の説明が一致しない
持ち物や、机・ロッカーなどに落書きをされる 手や足にすり傷やあざがある
持ち物が壊されたり、隠されたりする 成績が突然下がる
部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す 服に、靴の足跡がついている

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている 家や学校で、悪者扱いされていると思っている
あからさまに、教職員の機嫌をとる 特定の子どもにのみ、強い仲間意識をもつ
教職員によって態度を変える 教職員の指導を、素直に受け取らない
グループで行動し、他の子どもに指示を出す 他の子どもに対して威嚇する態度や表情をする
活発だが、他の子どもにきつい言葉をつかう 思い通りにならないと怒り出す

【取り組みの年間計画】

豊橋市立中部中学校

| | 教職員への研修等 | 未然防止の取り組み | 早期発見の取り組み | 保護者・地域との連携 |
|-----|-----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 4月 | P ・「いじめ防止基本方針」の内容の確認 | ・相談室やSCの周知 ・学級、学年開き ・自然体験活動（1年） | ・身体測定 | |
| 5月 | D | ・オバドFes（体育） | ・QU ・心のアンケート | ・授業参観 ・モニター会議① |
| 6月 | C ・生活サポート委員会 | ・選手激励会 | ・相談週間 | ・自由参観、部活保護者会 ・校区健全育成会総会 ・学校評議員会① ・健全育成会あいさつ運動 |
| 7月 | A ・いじめ防止の校内研修 | ・市総合体育大会 | | ・保護者会 ・学校評価アンケート |
| 8月 | P ・学校評価アンケートの分析 | ・三遠南信中学生交流会 | | |
| 9月 | D | ・新人体育大会 ・修学旅行（3年） | | |
| 10月 | | ・オバドFes（合唱） ・学校保健委員会 | | ・モニター会議② ・学校評議員会② |
| 11月 | C ・生活サポート委員会 | | ・心のアンケート ・相談週間 | ・健全育成会あいさつ運動 |
| 12月 | A ・いじめ防止の校内研修 | | | ・学校評価アンケート ・保護者会 |
| 1月 | P ・学校評価アンケートの分析 | | | ・モニター会議③ |
| 2月 | | ・3年生を送る会 | ・心のアンケート ・相談週間 | ・学校評議員会③ |
| 3月 | へ ・小中情報交換会 ・基本方針の見直し | | | |
| 通年 | ・子ども支援委員会（毎週） ・教育支援委員会 ・生活サポート委員会 | ・グラウンドデザインを意識した教育活動 ・道徳教育 ・体験活動の充実 | ・SCによる相談 ・生活の記録 ・情報の収集と共有 ・フレンドリーポスの設置 | ・HP、子ども指導通信による発信 ・必要に応じた家庭連絡や家庭訪問 |